

愛知県港湾管理条例(昭和 29 年愛知県条例第 44 号)第 11 条の 2 第 4 項の規定に基づき、令和 6 年 4 月 1 日から適用される三河港大塚地区内指定浮棧橋の利用料金の額を次のように承認した。

令和 6 年 4 月 1 日

愛知県知事 大 村 秀 章

三河港大塚地区内指定浮棧橋の利用料金の額

艇長	1 日料金 (円)	6 時間以内料金 (円)
5m以下	2, 550	1, 700
6m以下	3, 060	2, 040
7m以下	3, 570	2, 380
8m以下	4, 080	2, 720
9m以下	4, 590	3, 060
10m以下	5, 100	3, 400
11m以下	5, 610	3, 740
12m以下	6, 120	4, 080
13m以下	6, 630	4, 420
14m以下	7, 140	4, 760
15m以下	7, 650	5, 100
16m以下	8, 160	5, 440
17m以下	8, 670	5, 780
18m以下	9, 180	6, 120
19m以下	9, 690	6, 460
20m以下	10, 200	6, 800
21m以下	10, 710	7, 140
22m以下	11, 220	7, 480
23m以下	11, 730	7, 820
24m以下	12, 240	8, 160
25m以下	12, 750	8, 500
26m以下	13, 260	8, 840
27m以下	13, 770	9, 180
28m以下	14, 280	9, 520
29m以下	14, 790	9, 860
30m以下	15, 300	10, 200
31m以下	15, 810	10, 540
32m以下	16, 320	10, 880

備考

利用料金の額を算定する場合において、継続して 30 日以上係留しようとする場合の 1 日料金の額は、この表に定める 1 日料金の額に 0.7 を乗じて得た額として計算する。